

板橋区違反広告物撤去活動員制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）に基づき、区が処理することとされた屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項並びに東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。）以下「都条例」という。）の規定による違反広告物の除却について、区が区民等の協力を得て、区内の路上等における違反広告物の除却を行うことについての必要な事項を定め、まちの安全な歩行空間の形成及び美観風致を図り、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反広告物 法及び都条例に違反し、区内の路上等に表示し、又は掲出されたはり紙、はり札、立看板及び広告旗をいう。
- (2) はり紙 紙等に印刷又は手書きされた広告物で他の物件に貼付したものをいう。
- (3) はり札 ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取り付けられているものをいう。
- (4) 立看板 木わくに紙貼り若しくは布貼りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものをいう。ただし、その材質が金属枠のもの又は野立看板のように土地に固定された状態で立てられているものを除く。
- (5) 広告旗 広告の用に供するのぼり旗で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけられているものをいう。
- (6) 路上等 区内における区道、水路、公園、都道及び国道をいう。

(違反広告物撤去活動員)

第3条 区長は、路上等における違反広告物を撤去するために、違反広告物撤去活動員（以下「活動員」という。）を置く。

(活動員の資格要件)

第4条 活動員は、次に掲げる要件を有しているものとする。

- (1) 繼続的かつ積極的に撤去活動をすることができること。
- (2) 違反広告物撤去活動に熱意をもち、ボランティア活動であることを理解していること。
- (3) 区内に在住、在勤又は在学している個人又は団体であること。

(活動員の公募及び登録申請)

第5条 区長は、期間を定めて活動員を公募するものとする。

2 活動員として登録しようとする者又は団体は、違反広告物撤去活動員登録申請書（別記第1号様式）を区長に提出する。

(活動員の委嘱)

第6条 区長は、申請のあった者のうち、適当と認められる者を活動員として登録し、委嘱する。

2 区長は、活動員に板橋区違反広告物撤去活動員を証明する身分証明書（別記第2号様式）以下「身分証明書」という。）を交付し、板橋区違反広告物撤去活動員腕章（別記第3号様式。以下「腕章」という。）を貸与する。

(活動員の任期)

第7条 活動員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(活動員の解嘱)

第8条 活動員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、区長は委嘱を解くものとする。

(1) 活動員から違反広告物撤去活動員辞退届出書（別記第4号様式）が提出されたとき。

(2) 区長が委嘱を解く必要があると認めたとき。

(活動員の報酬)

第9条 活動員の報酬は無報酬とする。

(撤去活動)

第10条 活動員は、次に掲げる方法により、区職員の指示の下に違反広告物を撤去するものとする。

(1) 活動員は、撤去活動を月1回以上行う。

(2) 活動員は、撤去活動を行うときは、身分証明書を携帯するとともに腕章を着用すること。

(3) 活動員は、違反広告物及びその掲出のために使用されている針金、ビニールひも等を撤去すること。ただし、次に掲げる広告物については、撤去を保留する。

ア 政党関係の広告物、思想、信条等に関する広告物又は非営利目的の広告物

イ 店舗等の前に掲出されている広告物

ウ この要綱において撤去対象としない広告物

(4) 活動員は、撤去した広告物を保管しておくこと。

(5) 活動員が違反広告物を撤去する際に、当該違反広告物を掲出した者との間にトラブルが発生した場合は、撤去を中止し、速やかに区に報告すること。

(6) 活動員は、撤去活動終了後、速やかに違反広告物撤去活動員活動報告書（別記第5号様式）で活動内容を区に報告すること。

(区の責務)

第11条 区は、活動員が撤去し、保管している違反広告物を、速やかに回収する。

2 活動員と当該違反広告物を掲出した者との間にトラブルが発生した場合は、区が対応する。

(保険への加入)

第12条 区は、活動員の撤去活動について、ボランティア保険に加入する。

(庶務)

第13条 違反広告物の撤去活動に関する庶務は、土木部管理課において行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、土木部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年2月8日から施行する。